

多様な地域の将来像と都 市機能の充実・強化〔1〕

新宿



東京の発展を先導する
業務・交流・観光機能

渋谷



先進的な生活文化などの
情報発信拠点

虎ノ門



空港や臨海部とつながる
新たな交通結節点



大丸有



国際ビジネスハブ、首都にふさわしい
歴史と風格ある街並み

品川



国際交流の新拠点

竹芝



コンテンツ研究・人材育成拠点

多様な地域の将来像と都市機能の充実・強化〔2〕

◆都心及び都心周辺部

- ① 大手町：国際金融拠点機能や、情報通信・メディア機能の融合及び通信基盤を生かした、新産業創造・国際ビジネスハブを形成
 - ・ 国際金融・ビジネス交流、国際観光・情報発信、高度防災等の拠点整備やMICE機能の強化に資する国際交流施設の整備促進
- ② 丸の内：復原された東京駅丸の内駅舎と、駅前広場や行幸通り及び周辺街区の建築物により、歴史と風格ある街並みを形成
 - ・ 丸の内駅前広場の整備により、首都にふさわしい景観形成を推進
- ③ 有楽町：駅周辺の機能更新が進み、業務、商業、文化・交流、MICEなど多様な機能が集積したにぎわいと回遊性のある国際色豊かな拠点を形成
 - ・ 都有地を活用した公民連携のまちづくりを展開
- ④ 八重洲：交通結節機能の強化、歩行者ネットワークの充実とともに、風格ある街並みを形成
 - ・ 丸の内側と八重洲側を結ぶ東西自由通路の整備による回遊性向上や大規模バスターミナルの整備による交通結節機能の強化
- ⑤ 日本橋：金融関連やライフサイエンス関連産業が集積し、宿泊・滞在・居住機能などを備えた国際金融・業務拠点を形成
 - ・ 産・学・公の連携により、民間の創意工夫を生かしたライフサイエンスビジネス交流拠点の形成を促進
- ⑥ 日比谷：中枢業務機能と商業・文化・交流機能とが複合したビジネス拠点を形成
 - ・ 日比谷公園と連携した災害対応、周辺の劇場と連携した文化芸術発信、ベンチャー企業育成のビジネス連携等の拠点整備を促進
- ⑦ 六本木：最先端の都市文化・情報を発信する拠点を形成するとともに、回遊性の高い、緑とにぎわいのある魅力的な複合空間を形成
 - ・ 地下鉄駅等との交通結節機能の強化及び「都心の森」に複合MICE施設や外国人等向けの居住、文化、教育等の生活環境の整備を促進
- ⑧ 虎ノ門：交通結節機能を強化するとともに、周辺市街地において国際的な生活環境を備えたビジネス・交流拠点を形成
 - ・ 新駅設置や新たなバスターミナルの整備により空港や臨海部とつながるハブを形成するとともに、居住、医療等の外国人向け生活支援施設の充実など周辺のまちづくりと併せて、都市機能が高度に集積した国際ビジネス拠点として整備
- ⑨ 品川：国際的なビジネス機能と、これを支える業務、商業、宿泊、居住、研究などの機能を備えた、先端技術が交流する国際的な新拠点を形成
 - ・ 国内外への広域アクセスに優れた立地を生かしたまちづくりを推進

- ⑩ 竹芝：民間活力を取り入れ、国際競争力の強化に資するビジネス拠点を形成
 - ・ 「都市再生ステップアップ・プロジェクト」により、複数の都有地を活用し、コンテンツ研究・人材育成拠点等と外国人居住者の生活支援施設等を一体整備するとともに、周辺開発を誘導し、まちづくりを推進
- ⑪ 築地：隅田川や浜離宮庭園などの観光資源や築地の伝統・文化を踏まえ、活気にぎわいのあるまちを形成
 - ・ 豊洲への市場移転後の土地利用の方向性及び土地活用方策を検討の上、具体化し、まちづくりを推進
- ⑫ 北青山：周辺の豊かな「賑わい・文化・緑」をつなぐ、最先端の文化・流行の三丁目発信拠点を形成
 - ・ 都有地を活用した青山通り沿道との一体的なまちづくりを推進
- ⑬ 新宿：乗降客数日本一のターミナル駅と商業集積を有する特性を生かし、東京の発展を先導する国際的な業務・交流・観光機能を担うまちを形成
 - ・ 東西自由通路の整備や駅前広場の再編により、回遊性の向上と併せて交通結節機能を強化
- ⑭ 渋谷：先進的な生活文化などの世界に開かれた情報発信の拠点を形成するとともに、歩いて楽しい安全・安心なまちを形成
 - ・ 鉄道改良事業や国道246号の拡幅等に併せ、多層階に分散した公共交通を結ぶ縦のバリアフリー動線や駅と周辺市街地を結ぶ歩行者デッキの整備などにより、歩行者にやさしいまちづくりを推進
- ⑮ 神宮外苑：新国立競技場の建設を契機として、多様な機能が集積するスポーツ・文化の拠点を形成
 - ・ 整備計画等を定め、新たな魅力・にぎわい・風格を兼ね備えたスポーツクラスターを実現するまちづくりを推進

◆臨海部

- ⑯ 臨海副都心：職・住・学・遊のバランスのとれた複合的なまちづくりにより、東京や東京圏に求められる新たな機能を備えた先導的な拠点を形成
 - ・ 交通インフラの充実などにより、MICE・国際観光拠点を形成
- ⑰ 豊洲：豊洲新市場の整備により先進的な市場流通を実現するとともに、緑地帯の整備等により魅力ある水際の都市空間を創出
 - ・ 観光やレクリエーション等によりにぎわいを創出し、隣接する臨海副都心地区との相乗効果を発揮するまちづくりを推進
- ⑱ 晴海：国際的なビジネス拠点を支える都市型居住ゾーンを形成
 - ・ 民間事業者のノウハウを引き出し、選手村のレガシーをはじめとして、住宅及び人々の交流機能を併せ持ったまちの形成を推進
- ⑲ 羽田空港跡地：産業・文化交流機能や宿泊機能、複合業務機能などを備え、空港と一体となった新拠点を形成
 - ・ 空港と隣接する立地を生かした空港跡地のまちづくりを国及び地元区と連携し推進

政策指針 17

若者や女性、高齢者など全ての人が活躍できる社会の実現

1 将来像

【おおむね 10 年後の東京の姿】

- 若者が職に就き、自らの能力を存分に発揮して活躍し、東京のものづくり産業などあらゆる分野において経済活性化の原動力となっている。
- 女性が働きやすい職場環境の整備やライフステージ、キャリアに合った就業が進み、女性が社会で幅広く能力を発揮している。
- 男女ともに仕事と家庭を両立しながら、安心して働き続けられる環境が整備されるとともに、全ての人が充実した生活を送っている。
- 働く意欲のある高齢者が、これまで培ってきた能力や経験を生かし、生涯現役で活躍している。
- 全ての人が自信と希望を持って活躍し、自らの適性の理解やスキルの向上などを通じて、望まない非正規雇用や不安定な生活の状況が改善されている。
- 学校・保護者をはじめ、地域・関係機関等との連携により、いじめ、不登校、中途退学など、児童・生徒の問題行動に対し、組織的な対応が図られている。また、様々な問題を抱える青少年を支援するネットワークが構築され、次代を担う全ての青少年がいきいきと社会に参加している。

2 政策目標

【おおむね 10 年後（2024（平成 36）年頃）まで】

■若者が持てる能力を存分に発揮できるよう就業支援を促進

◇若者（うち 20～34 歳）の有業率*の上昇…2022 年 81%（2012 年：78.2%）

事 項	目標年次	目標値
都の支援による就職者（若者）	2024 年度	5 万 4 千人

■M字カーブ*の解消を目指し、女性の就業を積極的に促進

◇女性（うち 25～44 歳）の有業率の上昇…2022 年 75%（2012 年：71.3%）

◇女性の社会進出に伴う、保育ニーズ等の増加に対応できる環境の実現

事 項	目標年次	目標値
都の支援による就職者（女性）	2024 年度	1 万 5 千人
保育サービス利用児童数（再掲）	2017 年度末	4 万人分増 (2014 年 4 月 234,911 人)

■ワーク・ライフ・バランスの充実に向けて、きめ細かな支援を展開

◇仕事と子育て、介護等を両立できる環境の実現

事 項	目標年次	目標値
就学前の児童をもつ父親の家事・育児時間の増加	2024年度	3時間/日 (2013年：77分/日)

■高齢者の多様な就業ニーズに対応する支援を展開

◇高齢者（うち60～69歳）の有業率の上昇…2022年56%（2012年：53.4%）

事 項	目標年次	目標値
都の支援による就職者（高齢者）	2024年度	2万4千人

■正規雇用への転換を積極的に支援

◇求職活動を行う不本意非正規を半減…2022年83,000人（2012年：167,100人）

事 項	目標年次	目標値
都の非正規対策による正規雇用化	2017年度	1万5千人

■低所得者・離職者等の生活の安定に向けた総合的な支援を推進

◇低所得者・離職者等が安心して暮らせる生活を確保

事 項	目標年次	目標値
生活困窮者への就労準備支援など総合的な支援体制の整備	2017年度末	都内全域※1
住居喪失不安定就労者*への支援による生活改善	2020年度末	90%以上 (2013年度66.6%)
ホームレスへの自立等の支援による地域生活への移行	2024年度	全てのホームレスが 地域生活へ移行 (2014年8月 1,697人※2)

※1 生活困窮者支援の実施主体となる区市への体制整備の支援と、町村部における都が主体となる生活困窮者支援の実施により、都内全域での支援体制を整備

※2 路上生活者概数調査で把握している人数

■次代を担う青少年を学校・家庭・地域・社会で育てるネットワークを構築

◇いじめ・ひきこもり等、青少年が抱える問題の解決に向けた良好な環境の実現

事 項	目標年次	目標値
全公立学校におけるスクールカウンセラーによる全員面接の実施（対象：小5、中1、高1）	2024年度	毎年100%
全公立学校におけるいじめに関する授業の実施	2024年度	毎年100%
スクールソーシャルワーカーの配置	2020年度	全区市町村

ひきこもり等社会参加支援事業の拡大	2016年度	20団体 (2013年度比5割増)
非行少年立ち直り支援団体(NPO法人等)の拡大	2024年度	33団体 (2013年度比5割増)
ネット・スマートフォン等に関する家庭・学校等のルールづくり	2024年度	累計30地区 (2014年現在3地区)

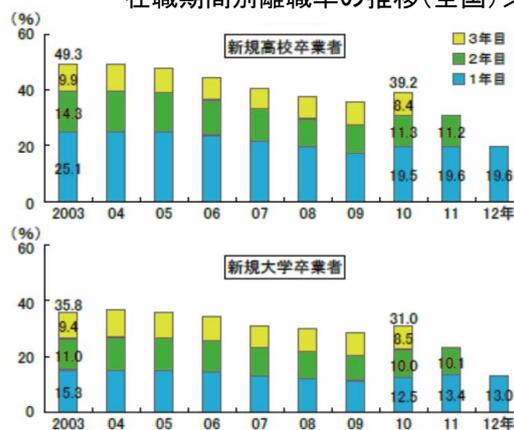
3 到達状況・課題

(若者の就業促進)

- 都はこれまで、若者のキャリア形成の支援や中小企業への理解促進、業種ごとの課題に応じた職場環境の改善等を通じて、若者の就業支援や雇用のミスマッチ解消、職場への定着を促進してきた。
- しかし、就職先が決まらないまま学校を卒業する若者や非正規で働く若者は依然として多く存在し、正社員として働く機会を得られないまま年齢を重ねる人も多い。
- 新規学卒就職者の3年以内離職率は、高校卒で約4割、大学卒で約3割となっている。また、短期間で転職を繰り返す若者には、非正規での雇用を余儀なくされている人も多い。このため、若者の早期離職防止に向けた支援を展開する必要がある。

<新規学卒就職者の

在職期間別離職率の推移(全国)>



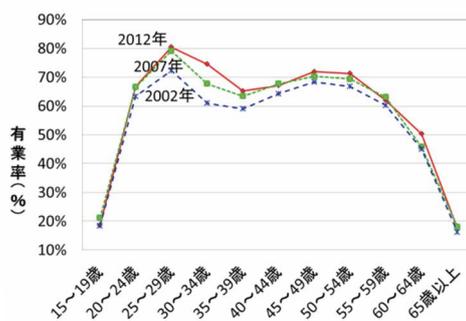
(出典)「東京の産業と雇用就業2014」

(平成26年 産業労働局)

(女性の再就職支援)

- 都はこれまで、再就職を目指す女性に、再就職のノウハウなどを提供するセミナーや職種別に必要なスキルの習得と職場体験等を組み合わせたサポートプログラムを実施するほか、企業に対して、女性の働きやすい職場環境を整備するよう普及啓発に取り組んできた。
- 近年、女性の有業率は増加傾向にある。しかし、結婚・出産期にあたる年代で有業率は一旦低下し、子育てが落ち着いた時期に再び上昇するM字カーブを描いており、働くことを希望する女性を支援するための更なる取組が求められている。

<年齢別 女性有業率の推移>



(資料)「都民の就業構造」

(平成14年、平成19年、平成24年 総務局)より作成

(ワーク・ライフ・バランスの推進)

- 都はこれまで、仕事と子育ての両立など職場の雇用環境を整備する企業に対し、意識啓発やアドバイザーによる助言を通じて、仕事と家庭の両方を充実させる社会の実現に取り組んできた。
- しかし、長時間労働や家事、子育ての担い手の偏り、介護需要の増加などにより、ワーク・ライフ・バランスの幅広い普及はいまだ十分とはいえない。

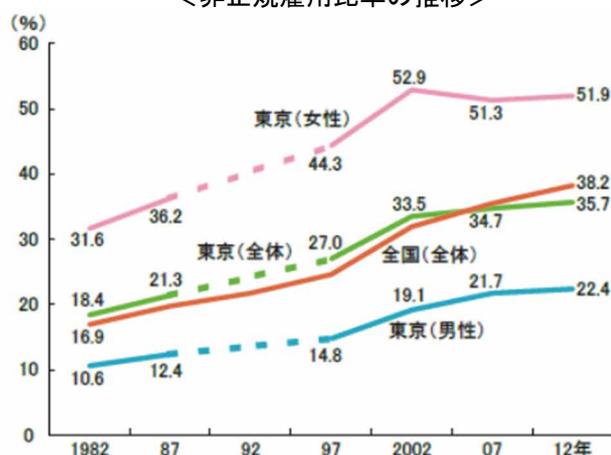
(高齢者の多様な働き方を推進)

- 超高齢・人口減少社会の到来を見据え、都ではこれまで、東京しごとセンターにおいて、高齢者が培ってきたスキルやノウハウを中小企業で発揮するための各種講習、職業相談、ハローワークと連携した職業紹介等を実施してきた。
- 高齢者については、経済的な理由だけでなく、健康や社会貢献・地域との繋がり等の多様な理由で就業を希望する人もおり、キャリアや能力・希望に合った様々な働き方で活躍できる社会の実現が求められている。

(非正規雇用者の雇用環境の整備と正規雇用化の促進)

- 都はこれまで、非正規雇用者向けの職業訓練や就業支援のほか、非正規雇用者の人事制度、賃金制度、教育訓練制度などの雇用環境整備に取り組む企業に対して、専門家を派遣し、改善に向けた助言や提案を実施してきた。
- 都内の非正規雇用者の割合（雇用者全体（役員除く）に占める非正規の職員・従業員の割合）は、2012年現在 35.7%（216万人）で増加傾向にある。
- このうち 12.8%（27.5万人）が不本意非正規*であり、不本意非正規のうち求職活動中の人は、非正規雇用者全体のうち 7.7%（16.7万人）となっている。
- 正規雇用の賃金は年齢を重ねるにしたがって上昇する傾向がある一方、非正規雇用の賃金はほぼ横ばいであることや、教育訓練を受ける機会が乏しいなど、処遇面での格差が生じている。

＜非正規雇用比率の推移＞



(出典)「東京の産業と雇用就業 2014」

(平成 26 年 産業労働局)

(低所得者・離職者等への支援策の展開)

- 生活に困窮する低所得者や離職者等に対し、区市町村との連携による相談窓口の設置をはじめ、生活や就労等の支援を行うサポートセンター「TOKYOチャレンジネット」を運営するなど、自立と生活の安定に向けた支援を行ってきた。
- 2000年以來、都区共同の自立支援事業等により、ホームレスへの支援を実施してきた。
- 2015年4月に施行される生活困窮者自立支援法の実施主体となる区市において、円滑に事業が実施できるよう支援が必要である。

<TOKYOチャレンジネット>



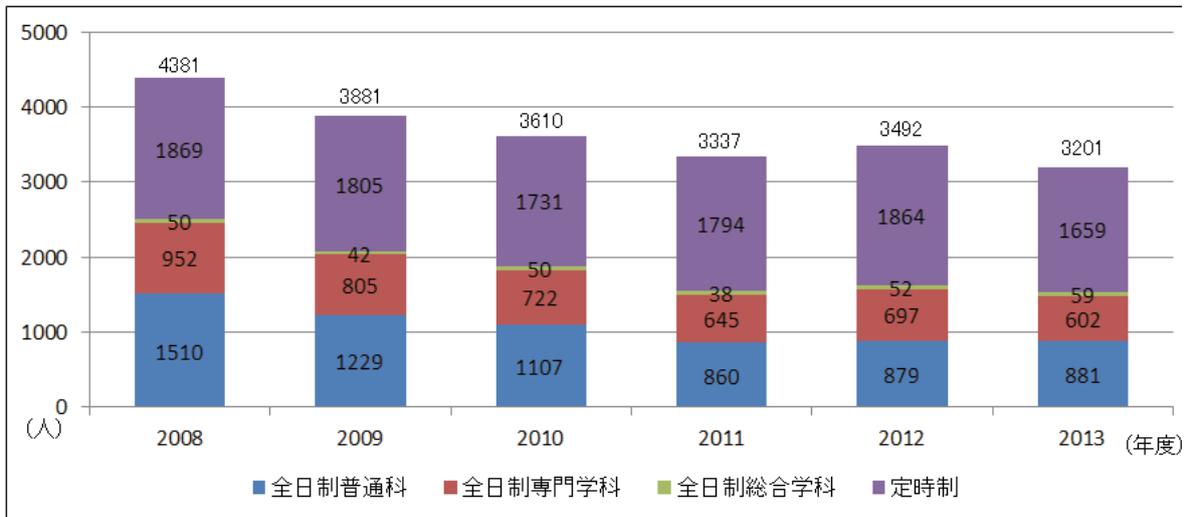
相談の様子

ポスター

(児童・生徒などの青少年が抱える問題を改善)

- 公立学校及び私立学校における2013年度のいじめの認知件数は1万件を超えており、いじめほどの学校・子供にも起こり得る深刻な問題である。
- 都立高校における中途退学者は、下図のとおり2008年度約4,300人から2013年度約3,200人と減少しているが、いまだ多くの生徒が卒業できない状況がある。

<都立高校中途退学者数の推移>



- 不登校の児童・生徒は、毎年一定数存在している状況であり、不登校がひきこもりにつながることもある。こうした社会とのつながりを失い孤立した若者の増加は、将来にわたる大きな社会問題である。
- また、都はこれまで、電話やメールによるひきこもり対策の相談とともに、「ひきこもり等の若者支援プログラム」の普及を通じて、区市町村やひきこもり等支援団体などと連携し、若者の自立支援活動を推進してきた。
- しかし、携帯電話やスマートフォンの普及に伴い、対人関係や金銭のトラブルなど青少年を取り巻く問題は多様化・複雑化してきており、この問題にきめ細かく対応するための支援体制は十分に整備されていない。

4 これからの政策展開

1 若者のキャリア形成と正規雇用化を促進

1 教育機関と連携した就業意識の醸成や職業理解の促進

- ▶ 若者の早期離職を防ぐため、高校生を対象とした啓発講座を開催し、職業選択前の段階から就業意識醸成を促進する。
- ▶ 学生の大企業志向等を一因とする求人と求職のミスマッチ解消のために、都内中小企業におけるインターンシップを展開し、大学生の中小企業理解を促進する。
- ▶ 中小企業の魅力等を伝えるセミナーを大学で開催するとともに、地域の中小企業経営者等との交流会を展開することで、中小企業に対する若者の理解を深める。

2 求人・求職ニーズのミスマッチの解消

- ▶ 正社員としての就職を目指し、事前セミナーによる企業研究等と企業内での実践的な職場実習を組み合わせたプログラムを展開することで、若者が自身の適性に合った就業を実現できるよう支援する。
- ▶ 中小企業の情報提供に加えて、企業と若者等が直接交流できる職場見学やイベントなどの開催により、相互の理解を促進させるなど、大企業志向を一因とする雇用のミスマッチの解消を図る。
- ▶ 高校中退者や非正規雇用者等を対象として、複数の業種や、企画・製造・販売等の一連の業務を幅広く訓練するとともに、キャリアカウンセリングにより、それぞれの適性や希望に合った業種・職種の選択ができるよう支援する「ジョブセレクト科（仮称）」を城東職業能力開発センターで実施する。

＜中小企業魅力発見ツアーの様子＞



3 専門的な知識やスキル等の習得を支援

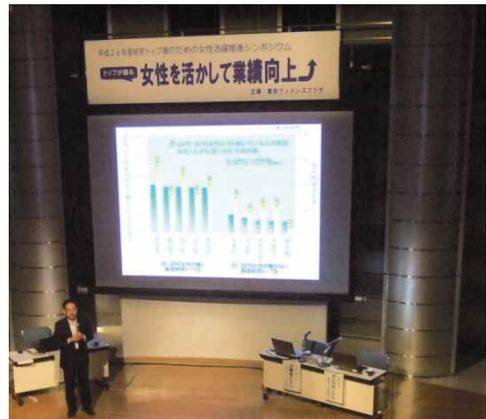
- ▶ 体系的な知識やスキルを習得した高度専門技術者の育成を目指し、産業技術大学院大学における複線型人材育成ルート*を充実するとともに、学会参加などの自主的な学習が進むよう教育環境を整備して、技術系専門職の継続学習を支援する。
- ▶ 世界的な航空整備士等の需要増に対応し、航空整備業界で活躍する人材を育成するため、産業技術大学院大学において、航空整備分野における中核専門職人材を育成する教育カリキュラムを作成し、国内の航空専門学校等に普及させる。
- ▶ 就職活動に踏み出せない若者に、基礎的なコミュニケーションの訓練と就業体験等を段階的に組み合わせたワークショップ型セミナーを提供し、臨床心理士等による心理面のサポートと合わせて、働くためのきっかけとなる支援を展開する。

2 女性の多様な働き方を支援し、社会的活躍を促進

1 女性が働く分野の拡大や管理職への登用を推進

- 女性の活躍推進に取り組む企業・団体等の産業、医療、教育、地域等の各分野における優れた取組を、「東京都女性活躍推進大賞」として表彰し、女性が意欲と能力に応じて多様な生き方が選択できる社会に向けた気運醸成を図る。
- 職域拡大や昇級・昇格基準の見直し、管理職登用促進など女性の活躍を推進する中小企業等の取組について費用を助成し、その取組内容や成果を各種広報で広く発信することで、女性の活躍をより一層進める。
- 中小企業等が行うモバイルワーク環境の整備促進に加え、更衣室・トイレ、企業内託児ルームなどの設置を支援し、女性が働きやすい職場環境を整備する。
- 東京都商工会議所連合会等と連携し、シンポジウムの開催等を通じて経営トップ層の意識改革を図り、企業における女性管理職の登用や女性の就業継続を促進する。

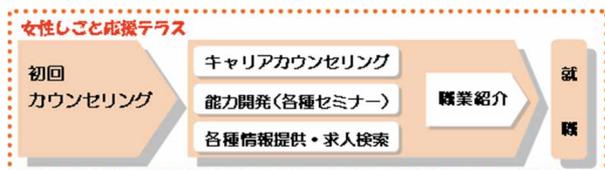
<シンポジウムの様子>



2 女性の再就職や多様な働き方を応援

- 家庭と両立しながら再就職を目指す女性等を対象に、就業相談から職業紹介までをワンストップで支援する「女性しごと応援テラス」を通じて、求職者個々の状況に応じたきめ細かなサービスを提供し、再就職を支援する。
- 「女性しごと応援テラス」の利用者を対象とした交流サイトを開設し、利用者同士の情報交換や交流を促進する。
- 女性の再就職に向けて、心構え、ノウハウ、保育制度の活用術などについて学ぶセミナーや、就職に必要なスキルの習得と職場体験等を組み合わせた支援プログラムなどを実施する。
- 起業・創業を目指す女性を主な対象とした交流会などを開催し、ビジネスパートナーや商品開発のヒント、新たな販路の発掘につながる人的ネットワークの形成を支援する。
- 共働き世帯の増加等による更なる保育ニーズの増加に加え、病児・病後児保育等の多様な保育ニーズの増加も見込まれるため、ニーズに応じた様々な保育サービスの整備を促進する。(再掲：175 頁参照)

＜女性しごと応援テラスでのワンストップサービス＞



3 家事援助等の生活支援サービス分野の充実

- ▶ 「就業の促進」「新規参入の促進」「利用環境の充実」の3つの視点からの取組により、生活支援サービス分野を充実させ、家事負担軽減の実現による仕事と家庭の両立など、女性の社会的活躍を促進する。
- ▶ 出産や子育てなどで一度離職し、その後に再就職を希望する女性等を対象とした生活支援サービス分野での職業訓練を新たに展開することで、女性の再就職支援を推進する。
- ▶ 生活支援サービス分野等で働くことに関心のある専業主婦等に対し、説明会や個別相談会を実施して就業を促すことで、潜在的な労働力の掘り起しを図る。
- ▶ シルバー人材センターに、福祉・家事援助に関するコーディネーターを配置し、就業会員の拡大・スキルアップ、就業先とのマッチング等を推進し、生活支援サービスに携わる担い手の確保を図る。
- ▶ 生活支援サービス分野等での起業を目指す女性を支援し、女性の多様な働き方を推進するとともに、同分野への新規参入の促進を図る。(再掲：216 頁参照)
- ▶ モデル企業に対して、企業内の生活支援サービスの導入に係る奨励金支給や利用料助成を実施し、仕事と家庭の両立支援策としての生活支援サービスの導入を促進する。

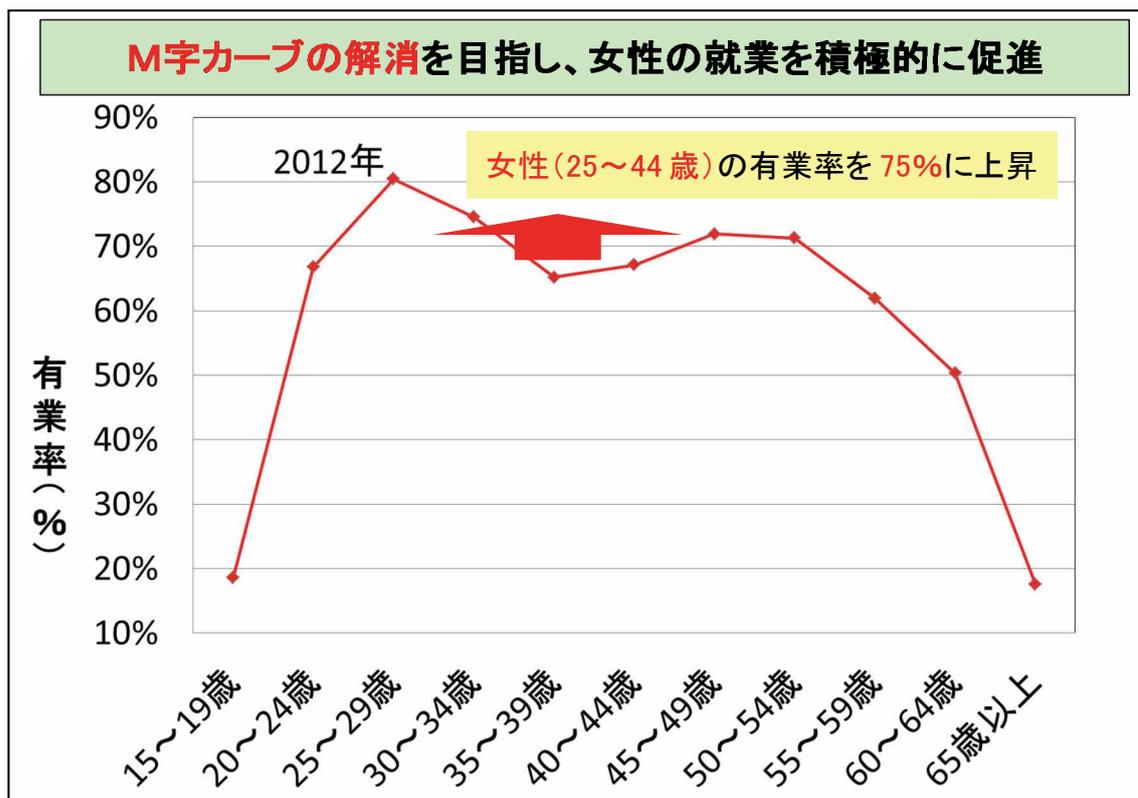
＜生活支援サービスのイメージ＞



4 女性による起業・創業を支援

- ▶ 女性の柔軟な発想を生かせる起業・創業を促進するため、セミナー開催などを通じて女性起業家の人的ネットワーク形成を推進し、起業後のビジネスパートナーや商品開発のヒント、新たな販路開拓につなげる。
- ▶ 地域金融機関を通じた低金利・無担保の融資、創業アドバイザーによる経営サポートを通じて、生活支援サービス分野等への新規参入を目指す起業家を支援し、女性の社会進出を促進する。（再掲：216 頁参照）

<2012 年の女性有業率と今後の政策展開>



(資料)「都民の就業構造」(平成 24 年 総務局)より作成

コラム

女性が活躍する新分野

女性が働く分野の多様化や職域の拡大、働きやすい職場環境の整備が注目を集めており、昨今では、建設・土木・運輸などの分野でも女性の活躍が広がってきています。数多くある事例の中から、その一例をご紹介します。

都内の、ある老舗左官工業所では、今から 25 年も前の 1989 年、事務担当の女性社員の「私も現場に出て左官の仕事がやりたい」という一言をきっかけに、女性の左官職人が誕生したそうです。今でこそ、多様な分野での女性の活躍が注目されていますが、同社はその先駆けです。

<活躍する女性左官職人>

左官の技術を身に付けるには、最低10年はかかるといわれます。その女性左官職人は自らの技術不足を補うため、口紅などを材料に加えた着色の壁塗りを試行。シックな色が基調である漆喰をカラフルにするといった斬新な発想は大きな反響を呼び、のちの新商品の開発につながったそうです。



そのデザイン性に魅せられた女性達が、新たに左官職人を志し、同社への就職希望者が増えたことも、「女性の感性」による思いがけない効果のひとつです。

その後も、積極的に女性を採用した同社は、出産後も仕事を続けたいという女性職人の声を受け、2008年に育児休業制度を導入しました。

社員の声

「現場は朝が早いので、夫が出勤するときに子供を保育園へ連れていってもらい、夕方に私が迎えに行くんですよ」と語るのは、出産を終えて復職したFさん。職人として復帰した現在でも、夕方には保育園へ迎えに行けるよう、現場の同僚と業務をフォローし合える体制が構築されているそうです。

今では、女性左官職人が活躍している都内の中小企業も増えてきており、左官業に限らず、建設や土木など、これまで男性が中心とされていた分野でも、「女性ならではの視点」を生かすとともに、誰もが働きやすい職場環境の整備を着実に進めることで、女性の更なる活躍が期待されています。

3 ワーク・ライフ・バランスの充実

1 男女ともに仕事と家庭を両立するワーク・ライフ・バランスの推進

- 結婚・出産を見据えた上でのキャリア形成に向けて、将来社会を担う若者が職業生活のあり方やワーク・ライフ・バランスの重要性を学ぶことができるよう、大学におけるキャリア・デザイン教育を支援する。
- 夫婦でワーク・ライフ・バランスへの理解を深めるための啓発冊子を作成し、普及啓発を実施するほか、子育ての楽しみや必要な知識が得られる男性向けの講座も開催する。

2 仕事と子育て・介護等を両立できる環境づくりを支援

- ▶ ワーク・ライフ・バランスを普及するイベントやシンポジウム・相談会の開催、専用ポータルサイトの開設などにより、仕事と子育て・介護の両立に関する意識啓発を推進するほか、各企業における取組事例を発信することで、ワーク・ライフ・バランスの気運醸成を図る。
- ▶ 中小企業に対しては、仕事と家庭を両立させて働くことができる社内制度の整備を支援するほか、従業員に対しても子育てや介護に対する経済的な負担軽減に取り組むことで、企業だけでなく、男性・女性問わず従業員全てにワーク・ライフ・バランスの普及を図る。

<ワークライフバランスフェスタ東京>



4 高齢者の多様なニーズに対応する就業支援と就業機会の提供

1 働く意欲のある高齢者の就業支援

- ▶ 65歳以上の求職者を対象に、高齢者の雇用意向がある都内中小企業等とのマッチングを行い、職場体験等を行うなど、高齢者の更なる就業促進を図る。
- ▶ 創業や企業における事業拡大などの実施にあたり、高齢者が中心となって働く場を創出する取組を就業モデルとして認定し、その取組への支援と積極的な普及啓発を実施することにより、高齢者が活躍できる就業機会の拡大を図る。

<業務の一例：ふすま張り>



2 地域の課題解決に向けた高齢者の活躍を促進

- ▶ 東京都シルバー人材センター連合と区市町村シルバー人材センターが区市町村等に対し、地域的・広域的な事業ニーズを反映した新たな事業の提案を行うなど、高齢者の就業機会の確保を図る。
- ▶ 生活支援サービスに携わる担い手の確保を図るため、シルバー人材センターに、福祉・家事援助に関するコーディネーターを配置し、就業会員の拡大・スキルアップ、就業先とのマッチング等を推進する。

<生活支援サービス分野で就業する女性>



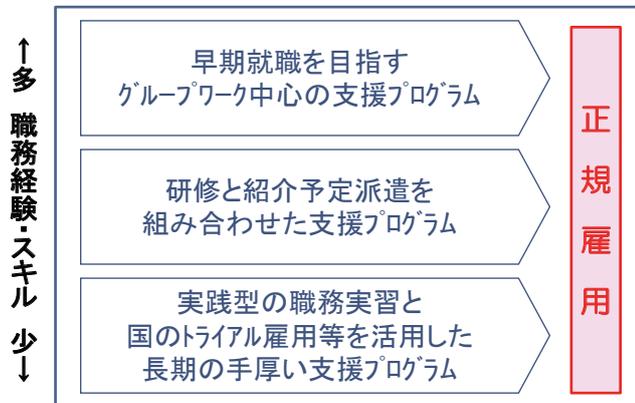
5 非正規雇用の処遇改善や望まない非正規雇用者への支援を展開

1 正規雇用転換や処遇改善、雇用創出を促進

- 正社員としての就職を目指し、事前セミナーによる企業研究等と企業内での実践的な職場実習を組み合わせたプログラムを展開することで、若者が自身の適性に合った就業を実現できるよう支援する。
- 非正規雇用の期間が長く正規雇用就業が困難な30代から40代を対象に、個人の職務経験等に応じたきめ細かい支援プログラムを提供するなど、就業に必要なスキルを習得させたいうで、正規雇用への就業を支援する。

<非正規雇用者への正規雇用化支援>

個人の職務経験やスキル等に応じた 30代～40代向け非正規雇用対策



- 非正規雇用者の処遇改善を推進するため、昇給・昇格制度やスキルアップ研修の導入及び、正規雇用者と均衡のとれた福利厚生が利用できる制度を整備した中小企業に対して助成金を支給し、非正規雇用者の雇用環境の整備を支援する。
- 非正規等の若者の正規雇用化を後押しするため、国と連携し、一定の労務管理体制が整備されている中小企業等に対し、若者の採用を奨励する都独自の助成金制度を新たに創設する。
- 非正規雇用の正規雇用化に取り組む事業主を支援するため、国の補助事業と連携した都独自の助成金制度を新たに創設する。
- 身近な地域での就業を希望する女性や都・国の支援窓口に足を運ばない若者等の雇用就業支援に取り組む企業等を、区市町村と連携して支援し、人材確保や潜在的労働力の掘り起しを推進する。

6 若者や女性、高齢者など全ての人が活躍するための雇用就業対策を推進

1 国と連携した雇用就業対策を展開

- 非正規雇用対策、人手不足分野での人材確保、若者等に対する就労支援、仕事と家庭の両立ができる職場環境づくり等に対する施策を効率的、効果的かつ一体的に取り組んでいくため、東京労働局と連携し、雇用就業対策の充実強化を図る。

7 低所得者・離職者等の生活の安定に向けた支援の推進

1 低所得者・離職者等の実情に応じた支援の展開

- ▶ 2015年4月施行の生活困窮者自立支援法により、生活困窮者支援の主体となる区市において、必須事業に限らず、任意事業も含めた支援を提供できるよう促進し、総合的な支援体制を都内全域で整備する。
- ▶ インターネットカフェ等で寝泊まりする住居喪失不安定就労者や離職者等に対して、生活相談、居住支援、資金貸付、就労支援を一体的に提供することで自立し安定した生活の確保を支援する。
- ▶ ホームレスに対して、都区共同による自立支援事業や巡回相談等により、路上生活から地域生活への移行を支援する。
- ▶ 低所得世帯の子供に対して、学習支援を行い、所得に関係なく本人の希望が尊重され、能力・適性に応じた進路選択の機会を確保できるよう支援する。
- ▶ 多重・過剰債務者に対して、家計相談や資金の貸付を行い、多重・過剰債務状態の解決を図ることで、生活の再生を支援する。

<生活困窮者支援の総合的な体制整備>

生活困窮者自立支援法（2015年4月1日施行）

生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、各種支援を行うための所要の措置を講ずる。

◆**必須事業** 自立相談支援事業、住居確保給付金の支給

◆**任意事業** 就労準備支援事業、一時生活支援事業
家計相談支援事業、学習支援事業等



都内全域での総合的な支援体制の整備（2017年度末）

⇒必須事業に限らず、任意事業を都内全域で実施

※都内全域：実施主体である区市への体制整備の支援
町村部は都が事業を実施

8 児童・生徒が抱える問題を解消

1 学校と社会が一丸となったいじめ問題への取組

- ▶ いじめの早期発見・早期対応を図るとともに、保護者や児童相談所等地域の相談機関と連携した早期解決など、いじめに関する総合的・組織的な対応を強化し、学校と社会が総がかりでいじめ問題に取り組む。
- ▶ 全ての学校に、教職員やスクールカウンセラー等により構成されるいじめ防止等に関する組織を設置し組織的対応を強化するほか、いじめに対する教員の指導力向上を図るなど、いじめを生まない・許さない学校づくりを進める。
- ▶ 公立学校においては、定期的ないじめ実態調査やいじめの認知件数が増加する小学校5年生・中学校1年生・高校1年生を対象としたスクールカウンセラーによる全員面接の実施など、日常生活の中からいじめの兆候を察知するとともに、いじめを受けた被害者の声を確実に受け止め、子どもを守る体制を整備する。
- ▶ また、いじめに関する授業やいじめ防止カードの作成・配布等を通して、「いじめは絶対に許されない」という自覚を育み、周囲の子供がいじめを見て見ぬ振りせず声を上げられる学校づくりを進める。

2 不登校対策

- ▶ 不登校は、いじめ、友人関係、学業不振、家庭問題、無気力など、その原因は

多岐に渡り複雑であるため、公立学校においては、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、相談機関等との連携を強化し、不登校の解決に向けた取組を進める。

- ▶ 不登校の児童・生徒との面談や聞き取りを通じてその実態を把握する調査を実施し、個々の状況に応じた支援の充実を図る。
- ▶ 区市町村と連携し、不登校の未然防止対策を推進するとともに、不登校になったとしても、将来、児童・生徒が社会的に自立できるよう長期的な視点に立って支援していく。

3 中途退学等の未然防止と進路支援

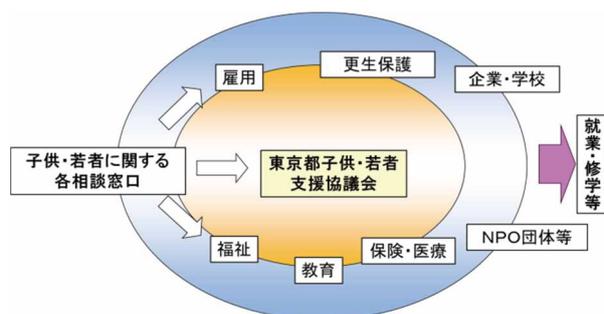
- ▶ 中途退学者をより一層減少させるため、各都立高校が目標を定めて組織的・計画的に中途退学防止に取り組む学校づくりを進める。
- ▶ ユースアドバイザーや進路指導支援員からなる進路指導支援チームを都立高校に派遣し、学校の取組を支援する。
- ▶ 不本意ながら都立高校を中途退学した生徒や進路が未決定の卒業生に対し、進路指導支援チームによる在学中からの継続的な切れ目のない支援をハローワーク等の関係機関とも連携して行い、将来の社会的・職業的自立につなげる。

9 青少年の自立支援および健全育成

1 ひきこもり、非行少年、ニートなどの社会参加を支援

- ▶ 「東京都子供・若者計画（仮称）」の策定や区市町村における総合相談窓口の開設、教育・福祉・保健医療・雇用などの関係団体が連携してきめ細かい支援を行うネットワークの構築等によって、様々な問題を抱える子供・若者の社会参加を支援する。
- ▶ 非行少年向けの支援プログラム等の作成・普及、民間支援団体等の拡充によって、非行から立ち直る青少年が安心して支援を受けられる環境を整備する。

＜子供・若者支援の地域ネットワーク＞



2 青少年のインターネットリテラシーを醸成

- ▶ インターネットやスマートフォンなどに関する学校、家庭等のルールづくりを地域（青少年対策地区委員会*等）と連携して実施し、地域社会全体で子供がルールを守る環境を整備する。
- ▶ インターネット等のトラブルに関する相談・通報の窓口となるヘルプデスクの運営のほか、インターネットや携帯電話のトラブルから身を守るための意識啓発を展開する。

3 乳幼児、就学前児童及び青少年の規範意識を醸成

- ▶ 全区市町村で子供の教育支援を幅広く展開するため、就学前の幼児の規範意識を育む取組や保育所・幼稚園等における就学前教育と小学校以降の学校教育との円滑な接続を図るなど、子供の健やかな成長を社会全体で支える。
- ▶ 区市町村等が実施するイベントにおいて、オリンピックやパラリンピアン等のアスリートと子供やその保護者がスポーツを通じて交流することで、ルール・マナーの大切さを学び、「相手を思いやる心」等の規範意識の醸成を図る。

コラム

生徒自身によるスマホのルールづくり（東大和市）

インターネット社会の進展やスマートフォンなどの急速な普及を背景に、インターネットやスマートフォン使用に関するトラブルを避けるため、生徒自らがルールづくりを実施する取組が始まりました。

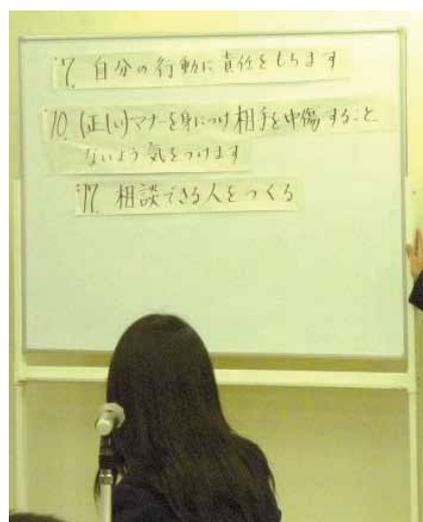
東大和市では、市立中学全5校の生徒会役員計30人が集まり、「携帯電話やスマートフォン利用に関する東大和市立中学校連合生徒会宣言」をまとめました。各校が持ち寄った案をもとに議論を重ね、以下の三つを宣言したそうです。

「携帯電話やスマートフォン利用に関する東大和市立中学校連合生徒会宣言」

- 一、「自分の行動に責任を持ちます」
- 一、「正しいマナーを身につけ相手を中傷することないよう気をつけます」
- 一、「相談できる人をつくります」

現在、この宣言を参考に各校生徒会が自校における具体的なルールづくりを行っています。

また、議論の中では、各校の生徒の周りで起きている身近なネット上のトラブル事例などについて、情報を交換し、インターネット・リテラシー（情報ネットワークを正しく利用することができる能力）向上のためにできることについて生徒自身で考え、意見交換を行いました。



このルールづくりは、「全ての生徒が自分たちの責任として、東大和市内の全中学校から携帯電話やスマートフォンによるトラブルをなくし、お互いに支え合あい、誰もが安心して学校生活を送るため」という思いのもと、実施されたそうです。

生徒たちにとっても、携帯電話やスマートフォンの使い方次第で、自分が被害者にも加害者にもなってしまふことに気付く貴重な機会となったのではないでしょうか。

使用者である青少年がネット上のトラブルに巻き込まれない社会を実現するためにも、こうした共通のルールづくりを広く普及し、適正なインターネットの利用環境の整備を一步ずつ確実に進めていきたいですね。



政策指針 18

東京、そして日本を支える人材の育成

1 将来像

【おおむね 10 年後の東京の姿】

- 海外で通用する高い語学力と豊かな国際感覚を有し、日本人としての誇りを持って世界を舞台に活躍する人材が育成されている。
- 児童・生徒の学習意欲を高めるとともに学びの基礎・基本を徹底することにより、確かな学力の習得・向上が図られている。
- 児童・生徒の一人ひとりの基礎体力・運動能力が向上している。
- 豊かな心を育成するための道徳教育が展開されており、人を思いやる気持ちや規範意識を身に付けた子供たちが育っている。
- 成長段階に応じた系統的なキャリア教育の展開により、自らの力で未来を切り拓く自立した人材を輩出している。

2 政策目標

【おおむね 10 年後（2024（平成 36）年頃）まで】

■海外への関心を高め国際感覚豊かな若者を育成

- ◇世界で活躍するグローバル人材を育成する教育環境を実現
- ◇高校卒業段階で日常生活に必要な英語力（英検準 2 級*程度）を習得
- ◇将来、グローバル関係の仕事等を希望する高校生・・・50%以上

事 項	目標年次	目標値
「英語村（仮称）」の設置	2018 年度	開設
海外留学への支援	都立高校	2024 年度 2,000 人
	私立高校	2024 年度 3,000 人
	都立産業技術 高等専門学校	2024 年度 500 人
	首都大学東京	2024 年度 2,500 人
都立国際高校 IB*コースから海外大学進学を目指す生徒のディプロマ*取得率	2024 年度	毎年 100%達成
JET プログラム*等による外国人指導者の活用	2024 年度	延べ 2,000 人
公立中学・高校英語科教員の海外派遣者	2020 年度	840 名

英語科教員の指導力向上	2020 年	英検準 1 級、TOEFL iBT80 点以上などの英語能力を持つ英語科教員が、中学 60%以上、高校 85%以上
-------------	--------	---

■基礎・基本の徹底を通じた確かな学力の習得・向上

◇全国学力・学習状況調査での下位層*を全教科 30%未満まで減少

事 項	目標年次	目標値
習熟度別授業等の展開	2024 年度	全公立小中学校
都立高校学力スタンダード*に基づく指導の展開	2015 年度	全校全学年
都立高校学力調査の実施	2015 年度	全校 1・2 学年
都立専門高校技能スタンダード*の実施	2015 年度	全校
理数イノベーション校の指定	2015 年度	都立高校 3 校

■基礎体力の向上

◇2019 年度に、児童・生徒の体力をピーク時である昭和 50 年代の水準まで向上

事 項	目標年次	目標値
一校一取組運動やコーディネーショントレーニング*等の体力向上策を推進	2019 年度	全公立学校
スポーツ特別強化校の指定	2018 年度	都立高校における部活動のうち 100 部

■児童・生徒の社会的・職業的自立を促進

◇自己の能力や適性を発揮し、社会の一員としての役割を果たしている

◇将来について目標を持つ都立高校生・・・80%以上（2024 年度）

事 項	目標年次	目標値
小中高を通じた系統的なキャリア教育の展開	2020 年度	全公立学校
人間としての在り方生き方に関する新教科の実施	2016 年度	全都立高校

3 到達状況・課題

(求められるグローバル化への対応)

- 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けては、東京でも外国人との交流機会が飛躍的に多くなることが予想される。
- 近年、経済活動が国際化し、既に多くの企業が海外に事業を展開しており、企業のグローバル人材に対するニーズは年々高まっている。
- 中学・高校で6年間学んでも多くの日本人は「使える英語力」が身に付いていない。なお、日本のTOEFL*スコアランキングは、アジア圏31か国中26位と低位置に甘んじている。特に、スピーキングのスコアは、アジア圏で最下位となっており、日本人の総合的な語学力向上が望まれる。
- 2020年東京大会を経験する子供たちが、その後グローバル化が進む社会をたくましく生きていくためには、国際社会に生きる日本人としての自覚と誇りを養うとともに、実社会につながる学校教育を展開していく必要がある。

＜アジアのTOEFLスコアランキング＞

順位	国名	Reading	Listening	Speaking	Writing	Total
1	シンガポール	24	25	24	25	98
2	インド	22	23	23	23	91
3	パキスタン	21	22	24	23	90
4	マレーシア	22	23	22	23	89
	フィリピン	21	22	24	23	89
6	韓国	22	21	21	22	85
	スリランカ	20	21	22	21	85
8	バングラデシュ	20	21	21	22	84
9	香港	19	21	21	22	83
...						
10	インドネシア	20	21	20	21	82
...						
14	台湾	20	20	20	20	79
...						
20	中国	20	18	19	20	77
21	タイ	18	19	19	20	76
...						
26	日本	18	17	17	18	70
	モンゴル	16	18	19	18	70
28	カンボジア	15	16	19	19	69
...						
31	東ティモール	12	12	19	18	62

(資料)「TOEFL iBTテストデータ(2013)」(ETS)より作成

(学力の定着・向上)

- 「全国学力・学習状況調査」の結果分析によると、東京の子供たちの学力は、小・中学生ともに全国47都道府県中で上位3割以内に位置しており、年による変動はあるものの、中学生は年々上昇傾向にある。

＜全国学力・学習状況調査の結果(順位)＞

学年	平成21年度	平成26年度
小学6年生		
国語A	8位	7位
国語B	6位	13位
算数A	16位	13位
算数B	2位	5位
中学3年生		
国語A	31位	8位
国語B	37位	6位
数学A	26位	12位
数学B	25位	10位

(資料)「全国学力・学習状況調査結果」(文部科学省)より作成

- これは、都独自の学力調査結果を分析し授業改善につなげてきたほか、小学校における「東京ベーシック・ドリル*」の活用による指導実施など、学びの基礎を徹底してきた成果である。

- しかし、学力上位県と比較して下位層の割合が多いなど、児童・生徒個々の習熟度には依然として大きな差が見られる。
- 都立中学・高等学校では、これまで計画的にパソコンや普通教室の校内LAN等、ICT環境の整備を進めてきた。しかし、小学校等を含めた公立学校全体でのICT環境整備率は低く全国平均を下回る状況にある。

(体力の向上)

- 体力向上の取組により、小学生の体力は平成25年時点で全国平均レベルまで上昇したが、中学生の体力は、運動する子供としない子供の二極化や、日常生活の身体活動量が減少するなど、依然として全国的に低い水準にある。

<全国体力・運動能力等調査の結果(順位)>

小学5年生	平成21年度	平成26年度	中学2年生	平成21年度	平成26年度
男子	38位	18位	男子	46位	46位
女子	35位	23位	女子	43位	45位

(資料)「全国体力・運動能力等調査結果」(文部科学省)より作成

(道徳心の育成)

- 公立小・中学校においては、「道徳授業地区公開講座」を実施し、家庭や地域との連携を深めてきたほか、都立高校では2007年度から必修化した都独自の教科「奉仕」を通じて、自己有用感や社会貢献意識の醸成に取り組んできた。
- しかし、子供の規範意識の低下が懸念される中、学習指導要領上「道徳の時間」が高校段階では設定されていないなど、道徳性を育むための教育環境が十分に整っていない。

(社会的・職業的自立)

- 公立小中学校では、キャリア教育に関する全体計画や年間指導計画を作成し、生徒の自立意識の向上を図ってきた。また、公立中学校においては、職場体験を全校で実施し、企業等と関わりながら、社会で働く意識・意欲を高める取組を進めてきた。
- 全都立高校では教科「奉仕」を実施し、生徒の社会貢献活動への参加意欲、積極性や行動力を高めてきた。また、国際ロータリー*と連携した企業へのインターンシップを行うなど、キャリア教育を推進してきた。
- しかし、普通科高校では、自己の生き方や将来の職業に対する意識を向上させる機会はいまだ不十分である。

4 これからの政策展開

1 世界で通用するグローバル人材の育成

1 子供たち全員が使える英語力を身に付ける

- 「読む・書く」に加え「聞く・話す」能力を身に付けるため、小・中・高校を通じて一貫した到達目標の設定、都独自の補助教材の活用等により英語教育を改革し、英語によるコミュニケーション能力の伸長を図る。
- 子供たち一人ひとりの学習意欲と英語力を向上させるため、少人数・習熟度別指導を展開するなど、個々の能力に合わせた教育を推進し、児童・生徒全員の英語力を向上させていく。
- 英語科教員を英語圏の国に派遣し、英語力の総合的なスキルアップや最新の英語教授法を習得するなど、派遣教員の指導力・英語力を高め、使える英語が身に付く授業を展開する。

<英語科教員の海外派遣研修>



2 学びの場を国際化

- 東京にいながら海外生活や異文化が体験できる「英語村（仮称）」を開設し、児童・生徒等がオールイングリッシュによる外国人との体験プログラムを通じて、オリンピック・パラリンピック開催も視野に入れ、ネイティブの生きた英語と異文化を学んでいく。
- JETプログラムで招へいした外国人指導者等を全都立高校に配置し、英語教育をはじめ学校生活のあらゆる場面で活用することにより、学びの場を国際化し、英語力向上や異文化理解を深めていく。
- 公立学校や首都大学東京（以下「首都大」という。）において外国人生徒・留学生等を積極的に受け入れることを通して、様々な国の若者との交流や多様な文化と触れ合う機会を創出するなど、学びの場を国際化し、若者の国際感覚を醸成していく。
- 都立高校生をJICA（国際協力機構）訓練所に派遣し、異文化理解や課題解決能力の習得などを目的とした体験研修や青年海外

<外国人指導者との教育活動>



<JICAとの連携による体験研修の様子>



協力隊員との交流を通じて、「国際社会の一員としての自覚」や「社会貢献する主体的な行動力」を育み、国際貢献意欲を高めていく。

<JICA派遣研修会場>



(写真提供) JICA

3 国際社会の第一線で活躍するグローバルリーダーを育成

- ▶ 英語教育を推進する都立高校を「グローバル10」として10校指定し、海外語学研修や海外大学進学などの積極的取組を通じ、英語力の更なる向上を図り、学習意欲が高い生徒の挑戦を強力に後押ししていく。
- ▶ 都立国際高校に国際バカロレア（IB）コースを新設し、ディプロマ・プログラムにより、国際社会で活躍できる人材を育成する。
- ▶ 都立高校において、英語以外の外国語（中・仏・独・韓・西・露・伊）選択科目の実施拡大や異文化交流等を行う外国語部活動を推進するなど、多様な言語が学べる環境を充実し、国際社会で活躍する資質を高めていく。
- ▶ 世界を舞台に活躍する国際感覚豊かな人材を育成するため、都立高校生や私立高校生、都立産業技術高等専門学校（以下「産技高専」という。）、首都大の学生を対象とした海外留学支援を充実していく。

<国際高校における授業>



<高校生の海外留学の様子>



- ▶ 国際的に活躍できる技術者を育成するため、産技高専で学生のレベルに応じた3種類の海外体験プログラムを整備し、海外に製造拠点を置く日系企業でのインターンシップなどを通じ、学生の国際感覚の醸成と成長機会の創出を図る。
- ▶ 海外留学を必修とした新たなコース（国際副専攻）を2015年度に首都大で開設し、国際社会に通用する教養と高度な専門知識を備えた人材を育成する。

4 日本の歴史・伝統・文化を理解・発信

- ▶ 公立小・中・高校及び特別支援学校において専門家らを招致し、和太鼓や茶道等の体験や日本が誇る最先端の技術を知ることなどを通じて、日本の歴史・伝統・文化を学び日本の素晴らしさを理解する教育活動を推進する。
- ▶ また、外国人の地域行事への参加を促すことなどにより、児童・生徒との様々な交流の機会を設け、互いの国の文化体験や英語による日本の文化を紹介する経験などを通じて、日本人としてのアイデンティティを備えた国際人材を育成する。

コラム

英語教育が変わります！

2013年末、文部科学省は、小・中・高校の学習指導要領（各学校でカリキュラムを編成する際の基準）を改訂する計画を発表しました。その中でも、注目すべきは「英語教育の改革」です。

今後は、有識者会議及び中央教育審議会での検討を経て、新たな学習指導要領による英語教育を2018年度から先行実施、オリンピック・パラリンピックが開催される2020年度からは全面実施する予定です。

〈グローバル化に対応した新たな英語教育〉

教育課程（区分）	新	現在
小学校中学年（3・4年生）	外国語活動：週1～2コマ	なし
小学校高学年（5・6年生）	英語を教科として実施：週3コマ程度	外国語活動
中学	授業を英語で行う	教科で実施
高校	言語活動を高度化（発表、討論、交渉など）	教科で実施

表のように、現在、小学5年生から実施している外国語活動が3年生から開始されるなど、より早い時期から英語に慣れ親しむ環境を整えていくこととなります。また、中学生になると「英語の授業は英語で行われる」ことになるようです。いずれも以前の英語教育では考えられないことです。

2024年、東京を訪れた外国人と日本の若者が英語で言葉を交わす光景が日常化していることでしょう。

〈小学校での外国語活動〉

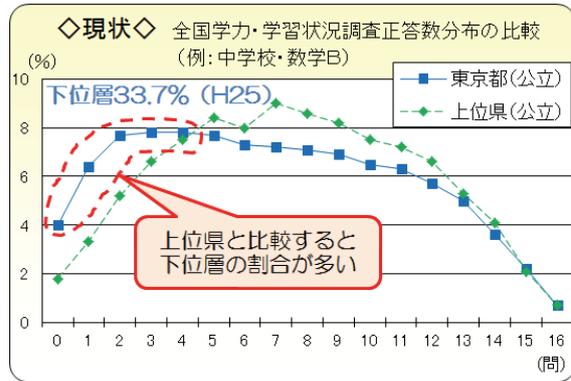


2 学びの基礎を徹底

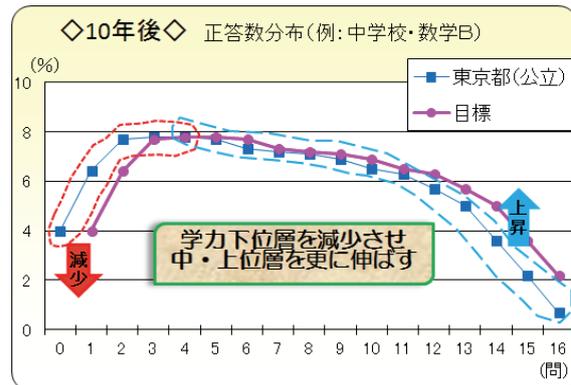
1 児童・生徒の確かな学力の定着と伸長

- 習熟度別指導ガイドラインに基づき、学年を越えて理解不足の箇所に立ち戻る指導を徹底するなど、効果的な習熟度別指導を展開していく。
- 習熟度別授業等により全公立小中学校の児童・生徒一人ひとりの状況に応じた指導を展開し、学びの基礎を徹底するとともに、個々の能力や豊かな個性・創造力を最大限伸ばす教育を推進し、学力下位層を減少させていく。
- 全公立小中学校において「児童・生徒の学力向上を図るための調査」を毎年実施し、その分析結果から学習の到達状況や課題を明確にし、児童・生徒への効果的な指導を展開していく。
- 公立小学校版「東京ベーシック・ドリル」の作成・活用についてのノウハウを生かし、中学生までに身に付けるべき基礎的・基本的内容をまとめた公立中学校版「東京ベーシック・ドリル」を新たに作成し、生徒の学力向上を図る。
- 全都立高校が具体的な学習目標を明示した「都立高校学力スタンダード」を各校ごとに作成・活用し、組織的・効果的な指導を全学年に拡大して実施していく。
- また、全都立高校の1・2年生を対象に学力スタンダードを基にした学力調査を実施し、学力の定着状況を客観的に把握した上で指導を徹底・強化することなどにより、生徒の学力を最大限伸ばし、将来に向けた自己実現を支援していく。
- 科学の専門家から直接指導を受ける「ジュニア科学塾」の実施、理数イノベーション校の指定など、公立小・中・高校における理数教育を充実し、理数の専門的授業を通じ、科学技術分野に高い関心と知識をもつ児童・生徒を育成する。
- 全都立専門高校職業学科において、生徒が身に付けるべき主な技術・技能を示す「都立専門高校技能スタンダード」を活用した取組を実施し、生徒の専門的な技術・技能の習得を徹底する。

<全体の学力を底上げ>



下位層の生徒を
30%未満に減少



(資料)「全国学力・学習状況調査結果」
(文部科学省)より作成

2 学校教育におけるICT環境整備の促進

- ▶ 学校教育におけるICT環境整備の促進により、児童・生徒の学習への意欲や関心を高め学力を向上させるとともに情報活用能力を育成する。
- ▶ 区市町村のICT環境整備計画策定に向け公立小・中学校のモデル校にタブレットPCや電子黒板等を貸し出すとともに、活用を支援する専門家を学校に派遣するなど、円滑なICT環境整備を促進していく。

3 健康で充実した生活を営むための体力向上

1 児童・生徒一人ひとりの運動意欲と体力を向上

- ▶ 脳と体幹を鍛える「コーディネーショントレーニング」の実施校拡大や、学校における体育・保健の授業を改善するとともに、地域社会における運動の場や機会を提供し、子供たちの体力・運動能力を昭和50年代の水準まで向上させる。

＜脳と体幹を鍛える「コーディネーショントレーニング」の授業＞



- ▶ オリンピック・パラリンピック教育推進校の児童・生徒を中心に、オリンピック・パラリンピアンや外国人アスリートとの交流等を通して、オリンピック・パラリンピックの国際親善や世界平和に果たす役割等の正しい理解や心身の調和的な発達を促す。
- ▶ スポーツ特別強化校における競技種目ごとの強化練習会開催や都外遠征支援などによる都立高校の部活動強化を通じ、他の生徒への運動に対する興味を喚起し、スポーツの裾野拡大や体力・運動能力の向上、心身の健全育成を図る。

4 社会的・職業的自立に向けた教育の推進

1 豊かな心を育成する道徳教育の充実

- ▶ 学校と家庭、地域が連携した公開講座の実施や東京都道徳教材の活用などにより、子供たちの豊かな心の育成を図っていく。
- ▶ 道徳に関する識見と実践指導力を兼ね備えた質の高い教員を育成することにより、全公立小・中学校における道徳教育の充実

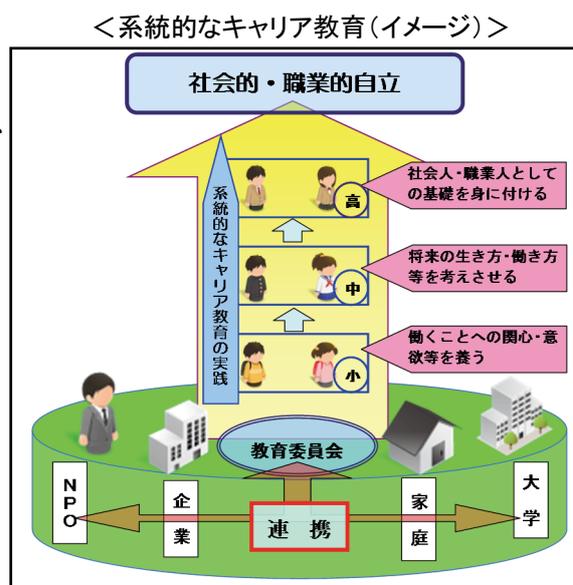
＜都独自の道徳教材＞



を図っていく。

2 就業意識の向上

- ▶ 小・中・高校を通じた系統的なキャリア教育を展開し、発達段階に応じた計画的・継続的な指導を行うことにより、子供たちが望ましい社会性や勤労観・職業観を身に付け、働くことへの意識を向上させる。
- ▶ 小学校では、生活体験や社会体験を積む中で働くことへの関心や意欲を養い、中学校では、社会における自らの役割や将来の生き方を考え、その実現のために計画的に取り組む態度を育むなど、社会的・職業的自立に向けた基礎能力を身に付けさせる。
- ▶ 教科「奉仕」に道德教育やキャリア教育を加えた「新教科」を全都立高校で実施し、人間としての在り方・生き方に関する教育を通じて、規範意識と社会貢献意欲を向上させる。
- ▶ 企業やNPO等が実施する体験型学習プログラムを全普通科高校に導入するなど、地域や社会の教育力を活用したキャリア教育を推進し、社会人としての自覚や働く意欲を持ち職業生活の中で自己実現を図れる人材を育成していく。



3 お金に関する幅広い学習を通じて子供たちの生きる力を育む

- ▶ 金融教育をキャリア教育の一環と位置付け、ライフプランやマネープランなどに関する内容を「新教科」に取り入れ、全都立高校で展開していく。
- ▶ 小・中学校については、金融教育等に関する内容をまとめた教科横断的なカリキュラムを開発し、全校に普及させていく。
- ▶ 企業やNPO等と連携し、金融や経済に関心が高い中学生や高校生を対象とした学習プログラムを実施するなど、子供たちの将来に役立つ教育を充実していく。

政策指針 19

2020年大会の成功と東京の発展に寄与する都市外交の推進

1 将来像

【おおむね10年後の東京の姿】

- 人類の平和の祭典である2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の成功を通じて、世界中の都市との友好親善を深めている。
- 2020年大会を契機に深まった海外都市との交流を継続的に推進・強化することで、東京を一段と魅力的な都市へ進化させ、都民生活の質の向上につながるのと同時に、世界の発展にも寄与している。

2 政策目標

【おおむね10年後（2024（平成36）年頃）まで】

■戦略的な都市外交を推進

- ◇二都市間都市外交、多都市間都市外交を国内外で積極的に展開
- ◇姉妹友好都市等との人的交流を拡大
- ◇主要な海外都市と施策を学び合える関係の構築

事 項	目標年次	目標値
海外都市との友好・協力関係の構築	2020年	30都市と関係構築
都と海外都市間での職員等の往来	2024年度	250件（年間）
水道分野の技術協力事業の受注	2024年度	10件
マレーシア下水道整備プロジェクトへの支援	2020年度	施設整備・運営の技術支援完了

3 到達状況・課題

（これまでの都市外交）

- 都の都市外交は、戦後、姉妹友好都市提携を中心に進められ、ニューヨークなど11の海外都市・州との間で友好親善的な交流事業を行うとともに、2000年代以降は世界の大都市に共通する問題の解決に向けて取り組んできた。
- 2001年には、アジアの繁栄と発展を目指したアジア大都市ネットワーク21（アジネット）*を立ち上げた。2014年時点で東京を含む13の都市が参加する多都市間のネットワークとなっており、相互に協力関係を構築した。

- また、2014年2月以降、64名の海外の要人から表敬を受け、5か国8都市を訪問し海外都市の首長や要人と会談するなど、知事自らが都市外交を実践してきた。
- 相手都市の首長との会談では、北京、ソウル、ベルリンとは交流内容の拡充に向けた合意を新たに締結したほか、モスクワについてもモスクワ市長と会見し、両都市の交流を活性化していくことで一致した。
- 新たに締結した合意には、都が持つ強みを生かして相手都市に貢献できる分野だけでなく、オリンピック・パラリンピックの開催経験の共有や、都民生活の質の向上に資する産業交流の促進なども盛り込まれている。
- 一方、姉妹友好関係にある各都市とは、提携から長い年月が経過し、また両都市の首長も交替していることから、二都市間都市外交を進める上で、友好関係を再構築する必要がある。
- また、多都市間都市外交は、活発な交流を継続するために多大な労力を要するため、目的、時機、分野、労力等を総合的に勘案し、最も効果的な対応を探る必要がある。
- 既存の交流都市を含めて協力関係を構築すべき都市を戦略的に選定するなど、これまで構築してきた関係を生かしつつも、見直しや再活性化を図り、姉妹友好都市に限らず二都市間都市外交や多都市間都市外交を展開していくことが必要である。
- 今後の都市外交は、多くの海外都市の知恵を取り込むことにより、2020年大会の成功のほか、東京の発展など都民の利益を最大化するための手段として展開し、その成果を都民に還元していく視点を持って進めることが重要である。

4 これからの政策展開

1 新たな戦略に基づく都市外交の推進

1 都市外交の国内外での積極的な展開

- 姉妹友好都市やアジネット会員都市等との友好・協力関係を生かしつつ、他の海外都市とも目的や必要性に応じて柔軟に連携協力するなどにより、2020年までに30都市と二都市間及び多都市間都市外交を推進する。
- 東京と海外都市間で職員の往来を安定的かつ継続的に行い、都の強みを生かして相手都市の課題解決に協力するほか、東京が抱える課題の先進事例を学ぶことにより、両都市の関係をより強化するとともに、その成果を積極的に都民に還元する。
- 二都市間では、双方の関心が一致し、また2020年大会の成功と東京の発展に資する実務的な交流・協力を、政策連携、イベントや会議の開催など柔軟な形式で実施していく。また、アジアをはじめとした世界の大都市の課題解決や連携・交流促進に資する、多都市間の実務的協力事業を推進する。

- アジアの将来を担う人材の育成を支援してきた基金を再構築して、新たな基金を創設し、首都大学東京における都市の課題解決につながる高度研究*人材や留学生の受入れ、姉妹友好都市等との合意に基づいて行う人材育成に資する事業等に活用する。
- 都市外交政策の意義や取組について適切に情報発信することにより、政策の推進が国と国との関係にも好影響を与え、東京の利益にもつながることを都民に対して丁寧に説明していく。
- 国際貢献の推進においては、ODA*をより一層活用するなど、国と密接に連携・協力することにより、これまで以上に国際社会に貢献していくとともに、国家間の関係強化にもつなげていく。

2 2020年大会の成功と東京の発展に寄与する戦略的な都市外交の推進

1 2020年大会の成功につながる国際交流の推進

- 2016年リオデジャネイロ大会などから大会運営について学び、万全な開催準備を整えるとともに、同大会に世界中から訪れる観客やメディアに対して東京の魅力の効果的に発信する。
- 2020年大会が世界中から祝福されるイベントとなり、そのレガシーを生かして東京の更なる発展が実現できるよう、姉妹友好都市や主要な海外都市との交流を深める。
- 交通機関、飲食・宿泊施設などにおける表示の多言語化を推進し、外国人旅行者が円滑に移動し、快適に滞在できる環境の整備を推進する。(再掲：72頁参照) また、要人接遇の充実に向け、そのあり方をハード・ソフト両面で検討していく。
- 国内外の有能なジュニア選手に対して国際交流の場を提供するとともに、スポーツ指導者を海外都市に派遣することにより、スポーツを通じ、国を越えた相互理解を促進していく。(再掲：82頁参照)
- 若手芸術家や青少年の交流などを進めるとともに、美術館や博物館の文化施設ネットワークを構築することにより、東京の文化・芸術機能を充実し、国際社会におけるプレゼンスを向上する。

2 大都市に共通した課題の解決に資する実務協力の促進

- アジア感染症対策プロジェクトでの海外都市との情報交換等を通じて、感染症情報や知見を収集・共有し、感染症対策の充実を図る。(再掲：198頁参照)
- 危機管理ネットワークでは、海外都市と自然災害やテロ、大規模事故への対応等、各都市が有する様々な危機管理に関する経験やノウハウを共有するとともに、人材育成を通じて、参加都市の危機管理能力の向上を図る。
- アジア地域の都市を中心に、大気汚染対策や廃棄物処理等に関する政策・技術支援を行い、現地での環境負荷の低減に向けて協力していく。

- ▶ 無収水*率が66%に上るミャンマー・ヤンゴンでは、水道の優れた漏水防止技術を活用し、現地の事業者が抱える無収水問題を解決する。また、都の水道技術による技術協力事業を毎年1件受注し、世界の水事情の改善に貢献していく。
- ▶ マレーシア・クアラルンプール郊外のランガット地区では、都の技術力を生かして処理場、ポンプ所、下水道管といった下水道システム全体を新たに整備・運営することにより、生活水の水源であるランガット川の水質改善に貢献する。
- ▶ 水面制御装置*やSPR工法*、フロートレス工法*など、下水道の課題解決に役立つ技術を保有する企業の海外展開を積極的に後押しすることで、より多くの都市での水問題の解決に寄与するとともに、関連産業の活性化にも貢献する。
- ▶ 主要な海外都市の実務者が先進事例を学び合う東京都グローバルパートナーワークショップを新たに立ち上げるなど、共通の課題を抱える多都市が参加する実務協力のネットワークを拡充し、参加都市における対応能力を向上する。

コラム

上下水道分野における都の国際貢献事例

東京では早くから近代水道、近代下水道の整備が始まり、都民の生活と首都東京の都市活動を衛生面から支えてきました。この中で、上下水道とも100%という極めて高い普及率が示す通り都民1,300万人の生活に欠かせない都市基盤となったことに加え、世界に誇る高度な水処理や低い漏水率を支える技術やノウハウを数多く培ってきました。

一方、アジア諸国では、高度成長期の東京がそうであったように、人口増加や経済成長に伴う水不足、水辺の汚染が深刻な問題となっています。

都はこれまでも海外から研修生を受け入れたり、現地に職員を派遣するなどの人材交流に取り組み、東京が培った知識やノウハウを積極的に提供してきました。

また、このうち、いくつかの都市や地域とは技術協力に関する覚書や合意書を締結し、現地の水事情の改善に貢献できる方策を検討してきました。

こうした長年の取組により、2014年10月にはミャンマー・ヤンゴンで無収水対策事業を、さらにマレーシア・クアラルンプール郊外で下水道整備・維持管理事業を都の技術を生かして展開することとなりました。これらの事業では、日本の資器材の採用のほか、建設工事への日系企業の参入の可能性もあることから、日本の優れた技術のPRや関連産業の活性化につながることも期待されます。

水は、人々の生存に欠かせない重要な資源です。途上国や新興国の発展に伴い、水に関する問題に悩まされる都市の増加が見込まれる中、東京の解決策が世界の水事情の改善に役立てられる日もそう遠くはないかもしれません。

3 東京のグローバル化に向けた取組の推進

- ▶ 案内表示等の多言語化や無料Wi-Fi利用環境の整備を促進するとともに、交通機関の利便性を向上することにより、外国人が快適に滞在できる環境を整備していく。(再掲：123 頁参照)
- ▶ 国家戦略特区の区域内で外国企業等がビジネスしやすい環境を整備するとともに、国際的なビジネス交流の場の形成を促進する。(再掲：213 頁参照)
- ▶ 2018年に東京で開催する国際水協会世界会議*において、日本の優れた取組を世界に発信するとともに、展示会や都の上下水道施設を活用するなど、効果的に最先端技術を紹介することにより、日本の技術やノウハウが世界で活用される契機とする。
- ▶ C40*やICAP*、ICLEI*といった国際ネットワークへの参加を通じて、都の先駆的な環境政策を積極的に発信することにより、世界の気候変動対策を先導するとともに、東京のプレゼンスの向上に寄与していく。
- ▶ 国際的な金融センターとしての東京の地位を復活させ、世界における東京のプレゼンスを向上していく。(再掲：214 頁参照)
- ▶ 在京特派員向けのトップセールスや都政の現場を紹介するプレスツアー*、海外記者への取材機会提供のほか、2020年大会に合わせて都独自のメディアセンターを設置し、海外メディアへの情報提供や取材支援を積極的に進めていく。
- ▶ 都が持つ広報資源をパッケージ化したPRツールの活用や、海外放送など映像による情報発信など、海外広報のコンテンツの充実と多チャンネル化を進めて海外への情報発信を強化し、東京のプロモーションを強力に推進していく。
- ▶ 産業技術大学院大学では、アジア各国の大学と実施してきたグローバルPBL*を、新たにニュージーランドの大学と実施するほか、海外の大学や産業界の団体と連携したセミナーの実施等を通じ、海外で活躍することができる高度専門職人材を育成していく。
- ▶ 首都大学東京では、アジア諸国の医療水準向上を後押しするために医療技術者を大学院人間健康科学研究科で受け入れ、高度な先端医療者として育成するなど、アジアからの医療人材の高度な知識と技能の習熟や学習を支援する。
- ▶ また、同大学において、これまで実施してきた高度研究などの人材育成事業について、留学生の受入枠を博士前期課程に拡大するほか、受入対象国をアジア以外へ拡大するなどにより、多様な専門人材や国際人材の育成を推進する。
- ▶ 同大学観光経営副専攻コースでは、東京の魅力の世界に発信することのできる人材や観光関連企業、観光行政・地域等において企画立案やマネジメントを担う中核人材などの育成を推進していく。

＜高度研究を担う海外からの
留学生の育成(首都大学東京)＞



- 都立高校の生徒等を対象とした海外留学支援のほか、JETプログラム*で招聘した外国人指導者等の招致拡大などによる英語教育の充実や国際交流の拡大を通じて、世界を舞台に活躍するグローバル人材を育成していく。(再掲：258頁参照)
- 在京大使館・代表部*とは、都が主催する事業やイベントを通じて関係を強化することにより、海外都市の先進事例の情報収集や東京の魅力の効果的な発信に役立てるとともに、防災に関する連絡会を開催して防災の取組をアピールしていく。

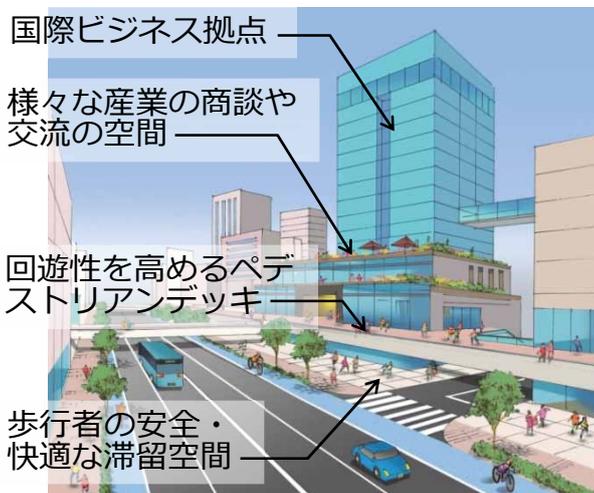
都市再生が進んだ魅力あふれる東京

- 東京が世界の都市間競争に打ち勝つためには、官民が協力して都心のまちづくりに取り組み、海外からのビジネスパーソン・企業や観光客を呼び込むことができる魅力ある都市空間を形成していかなければなりません。

【多様な都市機能の充実】

- ◇ 都市再生により、都心の各地で、国際機関の会議など（MICE）の誘致が進み、国際ビジネスや観光等の都市機能が更に充実しています。
- ◇ 東京を訪れる多くの人々が、緑豊かな美しくゆとりある都市空間の中で、ペDESTリアンデッキなどを利用して、安全・快適にまち歩きやショッピング・娯楽を楽しんでいます。
- ◇ また、例えばロンドンのように、駅に近接するバスターミナルから観光バスや長距離バスを利用して歴史・文化施設などを巡ったり、全国各地へ移動しやすい環境が整っています。

官民が連携したハード・ソフト両面からのまちづくりにより、世界各国の人々が集うビジネス・観光都市に！



都市再生のイメージ



ロンドンのヴィクトリア駅に近接するバスターミナル